

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第19号

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市消防関係手数料条例（平成22年新潟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表3の項第3号中「530,000円」を「570,000円」に改め、同項第4号ア中「830,000円」を「880,000円」に改め、同号イ中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同号ウ中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同号エ中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同号オ中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同号カ中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同号キ中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同号ク中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同項第5号ア中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同号イ中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同号ウ中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同号エ中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同号オ中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同号カ中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同号キ中「5,570,000円」を「5,820,000円」に改め、同号ク中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同項第6号ア中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同号イ中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同号ウ中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表15の項第3号ア中「410,000円」を「420,000円」に改め、同号イ中「540,000円」

を「560,000円」に改め、同号ウ中「700,000円」を「730,000円」に改め、同号エ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号オ中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同号カ中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同号キ中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同号ク中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項第4号ア中「490,000円」を「530,000円」に改め、同号イ中「630,000円」を「680,000円」に改め、同号ウ中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同号エ中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同号オ中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同号カ中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同号キ中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同号ク中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項第5号ア中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同号イ中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同号ウ中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表17の項第1号ア中「310,000円」を「320,000円」に改め、同号イ中「430,000円」を「460,000円」に改め、同号ウ中「720,000円」を「750,000円」に改め、同号エ中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同号オ中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同号カ中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同号キ中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同号ク中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項第2号ア中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同号イ中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同号ウ中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表中57の項を60の項とし、53の項から56の項までを3項ずつ繰り下げ、同表52の項中「19,000円」を「17,000円」に改め、同項を同

表55の項とし、同表中51の項を54の項とし、50の項を53の項とし、同表49の項中「50の項」を「次項」に改め、同項を同表52の項とし、同表中48の項を51の項とし、40の項から47の項までを3項ずつ繰り下げ、同表39の項中「（平成9年政令第20号）」を削り、「第18条第2項第8号」を「第18条第2項第8号ロ」に改め、同項を同表41の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>42 高圧ガス保安法施行令 第18条第2項第3号ロの規定による高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等</p>	<p>1,400円</p>
---	---------------

別表38の項の次に次のように加える。

<p>39 高圧ガス保安法施行令 （平成9年政令第20号） 第18条第2項第3号ロの規定による高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号ロの規定による同法第49条第1項に規定する容器再検査</p>	<p>(1) 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額 イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき16,000円 ウ 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円</p>
--	---

(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（(1)に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 内容積150リットル以上の容器 1個につき  
320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額

イ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円

ウ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円

エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円

オ 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円

(3) 高強度鋼容器（(1)又は(2)に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 内容積30リットル以上の容器 1個につき210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額

イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき210円

ウ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器

	<p>1 個につき 1 6 0 円</p> <p>エ 内容積 1 リットル未満の容器 1 個につき 1 4 0 円</p> <p>(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積 1, 0 0 0 リットル以上の容器 1 個につき 7, 1 0 0 円に 1, 0 0 0 リットル又は 1, 0 0 0 リットルに満たない端数を増すごとに 3 8 0 円を加えた金額</p> <p>イ 内容積 5 0 0 リットル以上 1, 0 0 0 リットル未満の容器 1 個につき 7, 1 0 0 円</p> <p>ウ 内容積 1 5 0 リットル以上 5 0 0 リットル未満の容器 1 個につき 8 0 0 円</p> <p>エ 内容積 3 0 リットル以上 1 5 0 リットル未満の容器 1 個につき 2 1 0 円</p> <p>オ 内容積 5 リットル以上 3 0 リットル未満の容器 1 個につき 1 7 0 円</p> <p>カ 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器 1 個につき 1 1 0 円</p> <p>キ 内容積 1 リットル未満の容器 1 個につき 8 0 円</p>
<p>4 0 高圧ガス保安法施行令 第 1 8 条第 2 項第 6 号ロ</p>	<p>(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用</p>

<p>の規定による高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号ロの規定による同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査</p>	<p>容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円</p> <p>イ 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円</p> <p>(2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円</p> <p>イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき540円</p> <p>ウ 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円</p>
--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。